

日本共産党熊本市議団の那須円です。議第 193 号「令和 2 年度熊本市一般会計補正予算」について、賛成の立場で討論を行います。

今回の補正予算については、新型コロナウイルス感染拡大防止とその影響を受けた地域経済の再生や市民生活の支援などコロナ関係の予算が 54 億 8 千万円と大部分を占めています。コロナ対策については、議会内では党派を超え、そして執行部と議会が一体となって取り組むべきものであり、補正予算に賛成いたします。全ての児童育成クラブに空気清浄機が設置されるなど、積極的な取り組みについては大いに評価をるところです。しかし、一定の改善が必要なことについて、3 点簡潔に述べたいと思います。

1 点目は、さらなるコロナウイルスに対する感染防止対策の強化、経済や市民生活への支援強化が必要であるという点です。国内各地の感染事例などを通じ、新型コロナ他感染拡大を抑止するための教訓として、感染震源地（エピセンター）を明確にし、その地域の住民や事業所の在勤者の全体に対して、面的な PCR 等検査を実施すること、地域ごとの感染状況の情報を住民に開示すること、医療機関、介護施設、福祉施設、保育園・幼稚園、学校などに勤務する職員等への面的な PCR 検査を定期的実施すること、検査によって明らかとなった陽性者を保護・治療する体制を緊急につくりあげることなど、早急な対策が必要であることが明らかになりました。こうした観点から、現在、中心市街地の飲食店従業員に対して PCR 検査の呼びかけがなされているところですが、医療機関、介護施設、福祉施設、保育園・幼稚園、学校などに勤務する職員等への定期的な PCR 検査が実施できるよう取り組みの強化を求めるものです。

また、落ち込んだ地域経済への支援については、融資利子補給事業に 53 億円など国の交付金当を活用し補正が提案されていますが、さらなる支援が必要であると考えます。

今年 4～6 月期の国内総生産は年率換算で実質マイナス 28.1%という戦後最悪の落ち込みとなりました。政府の実施する雇用調整助成金の特例措置について来年 1 月以降は特例措置の縮小が示唆されています。また、休業支援給付金は 4～6 月分は 9 月末を締め切りとしています。9 月 8 日時点において申請が 22.6 万件に対し、支給決定は 10.9 万件にとどまり、予算額 5400 億円に対して約 1.4%しか支給されていません。一方で、住居確保給付金の申請が 4～7 月で約 5 万件、前年同時期の 90 倍となるなど、市民生活の窮状は極めて深刻です。

こうしたなかで、熊本地震の際におこなった本市独自の持続化給付金の実施、市民への家賃支援の継続、学費の支払いや奨学金の返済が困難となった方々への支援の強化、まだまだ知らされていない国民健康保険料減免の周知徹底、対象外となっているコロナに感染した事業主への傷病手当金の支給、さらには今補正予算で減額されている事業者向けの緊急家賃支援事業の継続・拡大など、あらゆる支援対策を行い、地域経済と市民生活を守るための取りうる対策を講じることを求めます。

2 点目は、こうしたコロナの影響による事業の見直しについてであります。上野議員が予算決算委員会

で指摘したように、当初予算で可決された様々な分野の事業が縮減やゼロ予算と削減される中で、シンボルプロムナード等整備事業が聖域となっていることに市民理解は得られません。交流人口が落ち込んでいる現時点で、中心市街地の賑わい創出よりも、今苦境に立たされている市民への支援を優先するべきです。3億円以上の事業費縮減が提案されている熊本駅東口駅前広場整備事業と同様にシンボルプロムナード整備に関する予算については可能な限り縮小するべきです。

また、当初予算で事業化された、水前寺・立田山断層調査経費、重症心身障がい児等在宅支援事業、産後ケア事業、小学校校舎外壁改修整備経費などが全額削減となり、ゼロ予算となっています。こうした防災関連、保健福祉関連、教育環境の安全管理に関わる予算については削減を行うのではなく確保するべきです。削減内容、優先順位が市民に理解納得の得られるものとなるよう強く求めます。

さらに、熊本城ホールの指定管理者に対しての指定管理料1億円の増額予算については、コロナの影響とともに管理企業の運営努力・経営努力はどうであったかなど詳細な検証を行うとともに、収支不足以上の補てんが行われないよう適切な予算執行に努めていただくよう求めるものです。

3点目は、健康福祉局から提案された新興感染症対策寄附講座経費についてであります。本事業については、感染症専門医の育成、医療提供体制の検証および今後の対策、医療従事者等に対するセミナーの開催などが内容となっており、そのこと自体は大切な取り組みであると思います。しかし、2011年に法改正されましたが、本来自治体から、国や大学病院などの独立行政法人に対しての寄附は、国・地方の財政秩序の健全性を阻害することを理由に原則禁止されていました。国会においても、法改正時、地方公共団体の国等への寄附の原則禁止の見直しに当たって、国等が地方の寄附等を前提とする不適切な施策展開を図ることや地方公共団体間の競争をいたずらにあおることがないように、各府省等の遵守を継続的に監視するための措置を講じること、国等からの寄附に関する行為に係る相談窓口を設置するなど、国と地方の財政秩序を乱す事態が発生しないよう万全を期すことを求めた付帯決議が付されました。本来寄附を行うことについては慎重であるべきと考えますし、本事業については、本市独自の課題というよりも、都市部の感染拡大に対する全国的な課題として国が責任をもって行うべき対策であります。さらに、育成した感染症専門医が本市の医療機関に配属される保証がありません。今後、医療体制の強化が適切に行われるよう国・県に対して強く求めていただくよう要望するものです。

以上3点の改善を強く求めます。最後になりますが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、昼夜を分かたず尽力されています職員の皆様に心から敬意を表しますとともに、私どもとしても現場の実態や声を市政に届けながら、コロナ禍を乗り越え市民が安心して暮らすことができる将来を実現するために力を尽くす決意を述べ、賛成討論といたします。